

緑と彫刻のある町

つなぎ



今年で2回目となる「どろんこバレーボール大会」の様子（8ページに関連記事）

6月の行事

- 4日(日) 歯の衛生週間（～10日）
- 4日(日) 水俣市葦北郡各町対抗陸上競技大会（津奈木町総合グラウンド）
- 10日(土) つなぎ朝市（つなぎ温泉四季彩駐車場）
- 11日(日) つなぎ美術館ワークショップ雨の日もルンルン傘に絵を描こう
- 20日(火) 6月議会定例会予定（～21日）
- 26日(月) 計量器定期検査（改善センター）
- 【7月】
- 1日(土) 葦北水俣郡中学校総合体育大会（～2日）

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

2006
Vol.485

6

PublicRelation 2006 6

発行 ■ 熊本県津奈木町役場 編集 ■ 総務課

〒869-5692 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木2123
TEL 0966-78-3111 印刷 ■ 旭印刷株式会社

21世紀は
お任せ!

赤ちゃん
こんにちは!!



パパ 由自さん ママ 和美さん

ながまつ ゆい な
永松 優奈ちゃん
(小津奈木地区)
平成17年6月1日生まれ

パパから一言

我が家の「眠り姫」さん。
大きくなったらお酒飲みにいこうね。

しおたに つばさ
塩谷 翼くん
(丸岡地区)
平成17年1月8日生まれ

ママから一言

アンパンマンとワンワンがだあ〜いすき! だけど…やっぱりパパが大好き! チュッ。



パパ 聡さん ママ 美智子さん

ご寄附・ご芳志お礼 (敬称略)

◎社会福祉協議会へ
【香典返し】

地区名	世帯主	故人
川内	福浦ヨシエ	洋光
内野	坂下好子	道信
古川	古川秀喜	徳男
大泊	柳迫ツル工	末光
日当	浜辺利博	ハルエ
桜戸	千々岩保任	シズコ
日当	平田健二	達則

以上の方々から香典返しとして金一封をご寄附いただきました。ご意志に添い有効に活用させていただきましますとともに、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

町の人口と世帯数 (平成18年5月1日現在)

人口総数	5,586	(- 2)
(男)	2,673	(+ 3)
(女)	2,913	(- 5)
世帯数	2,014	(+ 1)

募集します

「赤ちゃんこんにちは!!」に掲載を希望される方はご連絡ください。対象児は町在住の2歳未満児です。
連絡先
役場総務課 ☎78-3111 (216)

編集後記

5月14日に行われた町民体育祭女子ミニバレー大会、私も応援と写真撮影に行きましたが、あまりの好ゲームの連続に写真を撮るのも忘れるくらい引き込まれてしまいました。世間では男女共同参画社会の実現が叫ばれていますが、まさしく21世紀は「心」の時代であるとともに「女性」の時代なんだなあ〜なんてことをしみじみと考えさせられる1日となりました。
(Daidakofu)

津奈木町ホームページ: http://portal.kumamoto-net.ne.jp/town_tsunagi/



▲フランスからの参加者もあり国際的な大会となりました。

5月28日(日) 川内地区の田んぼをメインステージに「第2回つなぎどろんこバレーボール大会」が開催されました。この大会は地元特産品のPRや、交流人口の増加による町の活性化を目的に、昨年から川内地区が中心となり実施しているものです。
童心にかえってハッラップレ!
今年は、昨年を上回る31チームの参加があり大盛況となりました。参加者全員が童心にかえりハッラツとプレーしている姿が印象的で、素敵な笑顔がとまどふしい1日となりました。結果は一般の部が八代市から参加された「ミスマツチVer.2チーム」、ファミリー・子どもの部は水俣市の「ボーイスカウトAチーム」がそれぞれ優勝! 町の特産品を見事にゲットされました。

童心への回帰線
どろんこバレー大会
老いも(?)若きも(?)女も男もあなたもわたしも泥まみれ!

▼つなぎ文化センターからのお知らせです!

島田洋七 講演会 楽しい人生の過ごし方

■日時	7月9日(日)	“もみじ饅頭”のギャグで一世を風靡。
●開場	午後1時30分	
●開演	午後2時	お笑いコンビ「B & B」の洋七が
■会場	つなぎ文化センター	日本全国の人たちに
■入場料	3,000円	元気と笑いと勇気を送る講演会!

【問い合わせ】

つなぎ文化センター ☎78-3096、津奈木町教育委員会 ☎78-5400

水俣病

50年

わたしたちが
未来に
語り継がなければ
ならないこと



新しい水俣病対策

I 判決確定原告に対する医療費の支給

関西訴訟及び熊本水俣病二次訴訟において損害賠償認容判決が確定した原告に対して、医療費等の支給を行なう。

II 総合対策医療事業の拡充
環境保健行政の推進の観点から、これまで実施してきた事業を次のとおり拡充する。

①保健手帳

医療費（自己負担分）について、1か月の給付上限額を廃止、はり・きゅう施術費及び温泉療養費について、利用回数制限及び1回当たりの給付上限額を廃止する。

あわせて公健法の認定申請や裁判とは別の救済を図る道として、拡充後の保健手帳の申請受付を再開する（右下を参照ください）。

②医療手帳

通院日数月2回以上となつて療養手当の支給要件を月1回以上に緩和。はり・きゅう施術費の利用回数制限及び1回当たりの給付上限額を廃止するとともに、温泉療養費を支給対象として追加する。

現在、水俣病対策として保健手帳の申請受付を行なっています。

【受付期間】

平成17年10月13日から5年間

【対象者】

水俣病にも見られる一定の症状がある方等（他にも要件があります。）

※詳細については役場住民課住民班へお問い合わせください。☎78-3111（113）

III 水俣病問題に関する今後の取組み

水俣病被害者の団体等及び市町村からのヒアリングの結果等も踏まえ、次に示すような事業の実施について検討する。

①高齢化対応のための保健福祉施策の充実

②水俣病被害者に対する社会活動支援等

③水俣病被害者への感謝対策

④環境保全の観点等からの地域再生・振興対策

⑤関係団体との連携及び国内外への情報発信の強化

水俣病公式確認50年

今、あらためて
水俣病を考える

平成18年5月1日、水俣病が公式に確認されてから半世紀が過ぎました。
この公害の原点ともいえる水俣病問題について、今を生きる私たちは何を考え、後世に何を伝えていくべきなのでしょう。公式確認から50年目を迎えるこの節目の年に、私たちが抱える課題等について考えてみたいと思います。

水俣病の歴史

●1956年（昭和31年）

水俣市で原因不明の病気の発生が確認される
病気の原因としてチッソ水俣工場の工場廃水が疑われるも停止されることなく流され続け、華やかな高度経済成長の陰で被害が拡大しました。

当時、患者は奇病・伝染病と恐れられ差別を受けることもありました。その反面、チッソの城下町といわれた水俣ではチッソを擁護する動きも見られました。また、充分にその役割を果せなかった行政の責任もあり、患者とそうでない住民との対立など、人と人とのきずなまでも壊れていくこととなります。さらには地域外からも水俣病が風土病や伝染病と誤解され、差別を受けることもありました。

●1968年（昭和43年）

水俣病はチッソ水俣工場が原因であることを政府が認め、工場廃水がようやく停止される
被害者やその遺族たちは、チッソや国・県を相手に全国各地で裁判や自主交渉を行ないました。また、未認定患者の救済も問題となり、認定基準など認定制度そのものも問われることとなります。裁判ではチッソの責任は明確になったものの、認定基準や廃水を規制せず被害を拡大させた行政責任をめぐって裁判は長期化し硬直状態が続きました。

●1990年（平成2年）
裁判所は、被害者が高齢化するなか早期救済のためには和解をするほかにと勧告を出し、1997年（平成7年）には、これを受けて政府の解決案が示される
苦渋の選択でしたが、ほとんどの患者団体は生きていくうちに救済を受けるためには仕方ないと、訴訟等を取り下げて解決案に同意しました。しかし、ただ一つ関西訴訟の原告だけは、あくまで行政の責任をはっきりさせたいと最高裁まで争いました。

●2004年（平成16年）

水俣病関西訴訟により、国・県に国家賠償法上の責任があるとの判断が下される
これを受け、政府は総合対策医療事業の拡充など新しい水俣病対策を打ち出すこととなります。また、関西訴訟後は、認定申請者が再び増大するなど、地域において未解決の問題が山積していることを浮き彫りにしました。このことは、今後も被害者の立場に立った救済や福祉を含めた地域の再生・融和が求められていることを示しています。

水俣病を教訓とした地域づくり

環境（学習）を核とした地域振興策の拡大

水俣市の環境モデル都市づくりをはじめとして、水俣市北地域全体でもごみの分別収集やリサイクルの推進、環境学習の拠点づくり、さらには豊かさを取り戻した自然環境をいかした観光地づくりなど、水俣病を経験した地域だからこそ出来る様々な取り組みが広がっています。津奈木町においては、水俣病で疲弊した地域イメージの回復をテーマに「緑と彫刻のある町づくり」に取り組んでいます。が、今後はさらにアートを核とした高次の地域イメージの創造や、海山川など美しい自然環境をいかした都市との交流事業などに取り組むことが重要であると考えます。

私たちが未来に語り継いでいかなければならないこと

水俣病の公式確認から50年。この節目となる本年度は、水俣市をはじめ水俣市北地域の各市町で水俣病公式確認50年事業として様々な行事やイベント等が開催されることとなっています。世界的にも類

本町で近日中に開催予定の水俣病公式確認50年事業

事業名：「地域福祉シンポジウム」

日時：平成18年7月2日（日） 午後1時30分～

場所：つなぎ文化センター

問い合わせ：役場住民課住民班 ☎78-3111（113）

水俣病公式確認50年事業実行委員会事務局 ☎63-9771

※また、7～8月にはつなぎ美術館での水中写真展などを予定しています。

水俣・芦北地域振興財団地域振興事業助成金募集！

●対象者

- ①町内に事務所を置き、組織及び責任の所在が明確な民間団体
- ②町内に住所を有する個人

●対象となる事業

- ①地域の産業の振興に関する事業
- ②地域住民等の自主的な地域づくり活動を支援する事業
- ③その他地域の再生・振興を図るために必要な事業

●助成限度額 200万円

●事業期間 平成18年9月～平成19年3月

●申込締切 平成18年6月16日（金）

●問い合わせ先

役場振興課自立振興班 ☎78-3111（224）
※申請予定の方はお早めにご相談ください。



5月5日子どもの日に、美術館アトリエで親子2組6名が参加して、ワークショップ「親子で楽しむナイフカービング」が開催されました。内容は、ナイフを使って木片から「鳥のかたちのブローチ」をつくるというもので、参加者は普段使い慣れないナイフに苦勞しながらも、約1時間半後には見事なブローチを完成させました（写真左）。

また5月18日には、津奈木幼稚園の園児23名が美術館を訪れ、作品の鑑賞会などを行いました（写真右下）。

ワークショップのお知らせ

雨の日も ルン ルン 傘に絵を描こう！

透明傘をキャンバスにアクリル絵具などで自由に絵を描いてオリジナル傘をつくります。アートを生活に取り込んで雨の日を楽しく過ごしましょう。

- 日 時 6月11日(日) 午後1時30分から【2時間程度】
- 場 所 つなぎ美術館アトリエ
- 対 象 小学生以上
- 参加料 600円（材料代込み）
- 定 員 8名 ※定員になりしだい締切ります。

つなぎ美術館 ☎61-2222



臨時休館のお知らせ

6月7日(水)～9日(金)まで収蔵庫の燻蒸作業のため休館します。

▼国民年金に関するお知らせです

●住民課住民班 ☎78-3111 (115) ●



保険料のお支払いに困ったら…

収入が少なく保険料が納められないときは、役場の国民年金担当窓口でご相談ください。

●役場の国民年金担当窓口で免除申請を！

免除申請し、社会保険事務所で承認されると7月から翌年6月までの1年間の保険料が免除されます。免除は、本人と配偶者及び世帯主の前年所得によって判定され、所得に応じて全額免除・3/4免除・半額免除・1/4免除があります。また、天災及び失業などの理由で免除申請される場合は、承認期間が異なることがあります。なお、全額免除以外で承認された場合、免除されなかった残りの分については保険料を納付しなければなりません。納付されなかった期間は、保険料未納期間となります。

●20歳代の方には「若年者納付猶予制度」

20歳代の方は、本人（配偶者を含む）の所得が一定基準以下の場合は、申請して承認されると、7月から翌年6月までの保険料の納付が猶予されます。※世帯主の所得は審査対象としません。

●学生の方には「学生納付特例制度」

学生本人の所得が一定の基準以下のとき、申請して承認されると、申請した年度の4月から翌年3月までの保険料の納付が猶予されます。

世帯の構成	免除・猶予の対象となる所得(収入)のめやす			
	全額免除 若年者納付猶予	3/4免除	半額免除 学生特例	1/4免除
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)
2人世帯(夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
4人世帯(夫婦、子供2人) 子供の1人は16歳以上23歳未満	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)

免除申請及び若年者納付猶予の継続申請

免除申請の全額免除及び若年者納付猶予に該当した方で、翌年度以降も引き続き該当する場合は、申請時に継続して全額免除及び若年者納付猶予の希望を申し出ることによって、翌年度以降の申請(該当する間)の手続きをしなくてもよいことになりました。



▲桜戸VS浜崎の決勝戦、両チームのタイムアウトの様子



▲技術のほうも年々レベルアップ

5月14日、B&G及び中学校体育館で町民体育祭女子ミニバレーボール大会が行われました。

なお、同日開催予定だった男子ソフトボール大会は、前日から降り続いた雨の影響で残念ながら中止となりました。

熱い、あつつい☆女の戦い

この大会は、予選リンク(A・B・Cパート)で全チームが2試合を戦い、各パートの上位2チームが決勝トーナメントへ進出する形式で行われ、19チームが参加しました。

決勝戦では、2年連続2位と苦杯をなめている強豪浜崎と、予選から勢いに乗るニューウェーブ桜戸が激突。手に汗握るシーソーゲームの総力戦となりましたが、最後は執念(?)に勝る桜戸チームが見事に勝利をおさめました。

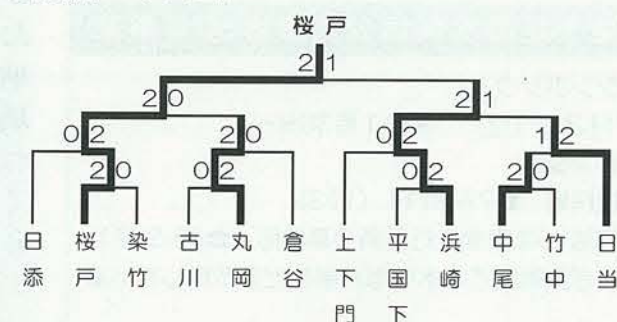


▲見事優勝に輝いた桜戸チーム

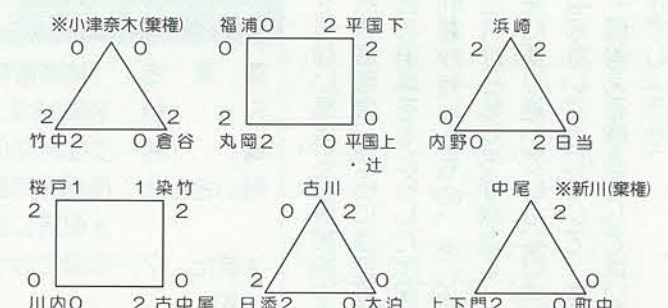
ミニバレーボール大会 桜戸初優勝!!

浜崎、惜しくも3年連続で2位！ 3位は丸岡&日当チーム

●決勝トーナメント



●予選リンク戦



計量器の定期検査について

取引や証明に使用する計量器は法律（計量法第19条）により2年に1回の定期検査を受けるよう義務付けられています。

つきましては、下記の日程で検査が行われますので、該当する計量器をお持ちの方は、受験されますようお願いいたします。

●日時 平成18年6月26日（月）午前10時～午後4時

●場所 改善センター（役場横）

●持参するもの 計量器、手数料500円～2,200円

●対象計量器

- ・商店などで商品の売買に使用するはかり
- ・病院、薬局などで使用している調剤用のはかり
- ・学校、病院、保育園などで使用している体重測定用のはかり
- ・農協、漁協など物流物資の運賃算出用を使用するはかり
- ・農業、漁業などの生産者が生産物などの売買に使用するはかり

●問い合わせ先 役場振興課自立振興班 ☎78-3111 (226)

熊本県計量検定所 ☎096-369-2151

熊本県介護支援専門員実務研修受講試験について

このことについて、次の要領で実施します。

●試験日等
10月22日（日）
午前10時開始

●会場
熊本学園大学及び熊本大学

●受験資格
原則として、保健、医療、福祉の分野で通算5年（一部

10年）以上の実務経験を有する者

●試験案内の配布期間
6月12日～7月14日

●試験案内の配布場所
県及び各市町村社会福祉協議会、県庁高齢者支援総室、熊本市介護保険課

●試験申込の受付期間
7月3日～7月14日

●問い合わせ先
県福祉人材・研修センター
☎096-322-8077

学卒求人受理説明会のお知らせ

平成19年3月新規学校卒業生（中学・高校）を対象とする求人受理説明会を6月13日

●日時
6月25日（日）
午前9時～正午

●場所
消防本部講堂

●対象者
中学生以上先着20人

●申込期間
6月1日～16日

●受講料
無料

●問い合わせ先
消防本部警防課
☎63-11191

土砂災害防止月間

これからは梅雨に入り、雨の多い季節。土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害は、主に雨が引き金となって発生します。みなさんの自宅、職場の周りに土砂災害危険箇所はありませんか。事前に危険な箇所を確認し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」をこころがけましょう。

なお、危険な箇所の確認方法など、詳しくは役場総務課（☎78-3111）または芦北地域振興局工務課（☎82-3111）までおたずね下さい。

地上デジタルテレビ放送の完全移行のお知らせ

地上デジタルテレビ放送は2006年末までには全ての県庁所在地にて開始されることとなっています。現行の地上アナログテレビ放送は、地上デジタル放送への移行に伴い、2011年7月24日までに終了します。地上でデジタル

テレビ放送の視聴方法など受信に関する相談は次の問い合わせ先をお願いします。

●問い合わせ先
総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
☎0570-070101

お詫びと訂正

5月号5ページの「ななうら苑」火葬場料金改定のお知らせの中で、霊安室の管内使用料金と管外使用料金が逆になっていました。正しくは次のとおりです。

【管内】 1ご遺体1日につき10,000円

【管外】 1ご遺体1日につき15,000円

お詫びして訂正いたします。

※この手続きが未済の場合、引き続き受給資格があっても6月以降の手当の受給ができなくなりますので、必ず届出を行ってください。また、本年4月より児童手当の対象者が小学校6年生までとなっております。これにより小学校5・6年生を養育されている保護者の方は別途認定請求が必要となっておりますので、早めの手続きをお願いします。

●持参するもの

①児童手当現況届

②年金加入証明書（国民年金加入者以外は、事業所の証明が必要です。）

肝臓病についての市民公開講座

日本肝臓学会主催による市民公開講座が次の日程で開催されます。

●日時
平成18年6月25日（日）
午後2時～4時

●会場
水俣市公民館

●内容
「肝臓病のお話」及び肝臓病専門医の相談コーナー

●問い合わせ先
住民課福祉班
☎78-3111 (116)

高齢者のよい歯のコンクール

自分の歯でおいしく食事ができることは、健康な心と体のために大切なことです。そこで、「高齢者のよい歯のコンクール」を開催しますので、歯に自信のある方の参加をお待ちしております。優秀者は県大会において表彰いたします。

●対象者
80歳以上で、自分の歯が20本以上ある健康な方

●実施方法
対象者に該当する人は、最寄りの県歯科医師会会員の歯科医院に申し込み、無料で審査を受ける。

歯の衛生週間

6月4日から10日までは歯の衛生週間です。歯の衛生に関する正しい知識を得、歯科疾患の早期発見・早期治療、予防処置の励行を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、健康の保持増進を図りましょう。

80歳になっても20本以上の歯が保てるように「8020運動」を推進しましょう。

この期間中、町内鶴野歯科医院及び水俣市・芦北町の歯科医師会会員の歯科医院の診療時間内において、無料歯科健診、相談（プレゼント品配布）を実施しています。（詳しくは、各歯科医院におたずね下さい。）

実施期間
平成19年3月31日まで

●問い合わせ先
水俣保健所保健予防課
☎63-4104

●期間
6月1日～6月7日
土日を除く午後5時30分～午後7時30分

●場所
水俣保健所保健予防課

●検査料
無料

●問い合わせ先
水俣保健所保健予防課
☎63-4104

内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等（事変地の区域又は戦地の区域）に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社看護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者は除く）に対して、その御苦労に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しておりますので、本人または家族からのご連絡をお待ちしております。

●請求用紙
住民課福祉班の窓口にて用意してあります。

●請求期限
平成19年3月31日まで

●問い合わせ先
総務省大臣官房管理室
☎03-5253-5182

悩まないで！
受けようエイズ検査

HIV検査普及週間に伴い、次のとおり検査を実施します。

●期間
6月1日～6月7日
土日を除く午後5時30分～午後7時30分

●場所
水俣保健所保健予防課

●検査料
無料

●問い合わせ先
水俣保健所保健予防課
☎63-4104

児童手当の現況届について

現在、児童手当を受給されている方は、6月1日現在での養育状況等を確認するため、毎年6月中旬に現況届を提出することとなっています。対象の保護者の方には6月上旬に現況届を送付しますので、必要事項を記入し、次の書類を持参され6月30日までに提出ください。なお、公務員の方で受給されている方は勤務先に届出を行ってください。

●印鑑

④健康保険証

⑤平成18年度児童手当所得証明書（平成18年1月1日に津奈木町に住居がなかった方のみ、1月1日現在の住所での所得証明書を提出ください）

●児童の属する世帯員全員の住民票の写し（対象児童が町外に住居登録をしている場合のみ提出ください）

●問い合わせ先
住民課福祉班
☎78-3111 (116)